

○ 政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

### 1. 政策目標の内容

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）や「知的財産推進計画2015」（平成27年6月19日知的財産戦略本部決定）に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

更に、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）では、2020年に向け訪日外国人旅行客数を2,000万人に増加させることを目指すとされています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

- 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）
- 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」  
(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)
- 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」  
(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)
- 「知的財産推進計画2015」（平成27年6月19日知的財産戦略本部決定）
- 「「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）
- 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」  
(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)
- 「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）

### 3. 当該政策目標に係る施策

- 政5-3-1 関税等の適正な賦課及び徴収
- 政5-3-2 社会悪物品等の密輸阻止
- 政5-3-3 税関手続における利用者利便の向上
- 政5-3-4 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

## 政5-3-5 税関行政に関する情報提供の充実

### 4. 目標達成のための取組

#### (1) **政 5-3-1**：税関等の適正な賦課及び徴収

##### ① 政5-3-1の内容

###### A 貨物の品目分類、課税価格及び原産地等にかかる申告の適正性の確保

税関等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、平成28年度も引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査（用語集参照）に重点的に取り組んでいきます。

また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

###### B 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続きをを行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、平成28年度も関係者向けの説明会や税関の通関窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、迅速かつ適正な事務処理に資するよう、分類センター（用語集参照）、評価センター（用語集参照）、原産地センター（用語集参照）及び減免税センター（用語集参照）による全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、税関における更なるデータベースの充実を図ります。

###### C 保税制度の適切な運用

平成28年度も税関では、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

## ② 政5-3-1に係る測定指標

### ○《定量的》測定指標5-3-1-A-1

(事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合等）)

(単位: %、日)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
文書による回答	99.9	99.9	99.9	N. A.	99.9
平均処理日数	13.2	13.0	13.3	N. A.	14.0
口頭による回答	99.7	99.8	99.9	N. A.	99.9

(出所) 関税局業務課調

(注1) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。））以内であったものの割合。

(注2) 平成27年度実績は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

### ○ [主要] 《定性的》測定指標政5-3-1-B-1

#### 輸入（納税）申告の適正性の確保 [新]

関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督等の取組によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを指標とします。

(注) 今回廃止した測定指標

#### 審査・検査における非違発見件数

(理由)

「審査・検査における非違発見件数」は、通関業者・通関士によるコンプライアンスの向上等により非違のない申告が増加すれば、減少するものであるため、当該政策目標の達成度を測定するための指標としては適当ではなく、これを廃止し、参考指標とします。

## ③ 政5-3-1に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

- 参考指標1 「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」
- 参考指標2 「関税等の滞納整理中の税額」
- 参考指標3 「審査・検査における非違発見件数」
- 参考指標4 「輸入事後調査実績」
- 参考指標5 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」
- 参考指標6 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」

(2) **政5-3-2 : 社会悪物品等の密輸阻止**

① 政5-3-2の内容

A 取締体制の整備

税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件やパリにおける連続テロ事案などテロの脅威が現実のものとなっている状況を受け、平成27年5月及び同年12月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」及び「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」において、水際対策の強化がその柱の一つとされていることを踏まえ、税関におけるテロ関連物資の水際取締りに取り組んでいます。

不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く電子的に入手し、取締対象を効率的に絞り込んでリスクの高い貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、平成28年度も入港前報告情報、出港前報告情報及び乗客予約記録（P N R）（用語集参照）を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。同時に、X線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による重点的な水際取締りを行います。特に、乗客予約記録（P N R）については、平成27年6月、観光立国推進閣僚会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」においても、円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、電子的な取得・活用を行うとされています。また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、「知的財産推進計画2015」に基づく取組も含めた制度改正や体制強化、国際的な協力等を通じて、より一層強化していく必要があります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても積極的に実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に平成28年度も引き続き取り組みます。

B 関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、平成28年度も合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国

税関やWCO等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定（用語集参照）等締結への取組を積極的に進めていきます。

こうして国内外関係機関から得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・テロ関連物資等の密輸の摘発に努めます。

### C 伊勢志摩サミット等の開催に伴う水際対策の強化

平成28年5月に伊勢志摩地域において首脳会議が開催される他、多くの関係閣僚会合が、同年4月以降日本各地で開催されます。伊勢志摩サミット等には、主要国の首脳等が一堂に会することから、テロリスト等によるテロ行為等が発生しないよう万全を期す必要があります。税関では、伊勢志摩サミット等に向けて、関係機関との緊密な連携、協力の下で各種の水際対策の強化を実施します。

#### ② 政5-3-2に係る測定指標

##### ○《定量的》測定指標政5-3-2-A-1

(不正薬物の水際押収量の割合) (単位：%)

	平成24年度 (平成20～24年平均)	25年度 (平成21～25年平均)	26年度 (平成22～26年平均)	27年度 (平成23～27年平均)	28年度目標値 (平成24～28年平均)
不正薬物	62.9	71.3	75.4	N. A.	増加
うち覚醒剤	96.5	97.9	99.8	N. A.	増加

(出所) 関税局調査課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類（ヘロイン、コカイン））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

(注3) 平成23～27年の平均実績値は、平成27年における国内全押収量の把握が平成28年10月頃となる予定であるため、その把握後、平成29年度実施計画に掲載予定。

##### ○《定量的》測定指標政5-3-2-A-2

(事前選定による検査の割合) (単位：%)

	平成24年度	平成25年	26年度	27年度	28年度目標値
事前選定の割合	19.4	22.1	24.8	N. A.	増加

(出所) 関税局監視課調

(注1) 海上輸入貨物に対する検査のうち、事前選定により検査を実施した割合

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

##### ○ [主要] 《定性的》測定指標政5-3-2-B-1

##### (密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施 )

税関においては、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正

な実施を行うことを指標とします。

### ③ 政5-3-2に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

- 参考指標1 「不正薬物等の密輸事犯の摘発実績」
- 参考指標2 「航空機旅客等による不正薬物の密輸事犯の摘発実績」
- 参考指標3 「知的財産侵害物品に係る差止申立等件数」
- 参考指標4 「輸出事後調査実績（実施件数）」
- 参考指標5 「関係機関との連携・情報収集の実績」
- 参考指標6 「大型X線検査装置による検査指數」

### (3) **政5-3-3** : 税関手続における利用者利便の向上

#### ① 政5-3-3の内容

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められており、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。

具体的には、平成28年度もリスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査や、X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度（用語集参照）の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進、輸出入申告官署の自由化の実施に向けた検討など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めています。輸出入申告官署の自由化については、平成29年度までの実施に向けて、具体的な検討を進めています。

また、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。

さらに、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）（用語集参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

#### ② 政5-3-3に係る測定指標

##### ○《定量的》測定指標政5-3-3-A-1

(AEO事業者新規承認数)

(単位：者)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標
AEO事業者 新規承認数	47	32	33	N. A.	30

(出所) 関税局監視課及び業務課調

(注1) AEO事業者新規承認数は、各年度におけるAEO事業者新規承認数。

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

(参考) 平成26年度末現在のAEO事業者数は、549者（うち輸出者239者（貿易額シェアは56.0%）、輸入者91

者（貿易額シェアは12.7%）、倉庫業者118者、通関業者93者（者数シェアは10.1%、輸出入申告件数シェアは57.1%）、運送者8者）。

### ○[主要]測定指標政5-3-3-A-2

(輸出入通関における利用者満足度)

(単位：%)

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
満足度	輸出入者 (上位3段階)	50.0	58.3	60.1	N. A.	65.0
	輸出入者 (上位4段階)	96.1	96.2	95.8	N. A.	維持
	通関業者 (上位3段階)	59.6	74.1	72.6	N. A.	75.0
	通関業者 (上位4段階)	93.1	97.4	97.3	N. A.	維持

(出所) 関税局業務課調（アンケート調査による）

(注1) アンケート調査の概要についてはP172参照。なお、平成28年度より満足度を7段階中上位3段階及び4段階で測定。

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

### (注) 今回廃止した測定指標

輸入通関における平均所要時間

(理由)

「輸入通関における平均所要時間」の調査は3年ごとに実施しており、毎年度の評価を前提とする政策目標の測定指標とした場合、実績の測定が行われない年度が多くなることから、これを廃止し、参考指標とします。

### ③ 政5-3-3に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

○参考指標1 「旅具通関に対する利用者の評価」

○参考指標2 「輸入通関における平均所要時間」

### (4) 政5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

#### ① 政5-3-4の内容

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に航空貨物通関情報処理システム（A i r - N A C C S）を、平成3年に海上貨物通関情報処理システム（S e a - N A C C S）を導入して以降、累次のシステム更改を行い、平成22年2月には、A i r - N A C C SとS e a - N A C C Sを統合した輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）を稼働させています。

関係省庁システムとのシングルウィンドウ（用語集参照）化については、平成15年に輸出入・港湾関連手続を導入して以降、対象となる関連省庁システムとの接続を推進し、平成22年2月には空港の出入港手続についてもシングルウィンドウに追

加しました。また、シングルウインドウを更に発展させ、より利便性の高いシステムとするため、関係省庁の輸出入や港湾関連手続のシステムについて、順次N A C C S（用語集参照）に統合することとしており、平成20年10月に国土交通省の港湾E D I、平成22年2月には経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム（J E T R A S）、平成25年10月には動物検疫手続（A N I P A S）、植物防疫手続（P Q－N E T W O R K）及び食品衛生手続（F A I N S）のシステムをそれぞれN A C C Sに統合しています。また、医薬品等輸出手続をN A C C Sにより行えるようシステム開発を行い、平成26年11月に稼働させています。

財務省は継続的なシステムの見直し、機能向上を実施することにより、システムの安定稼働を通じて、通関の迅速化や利用者利便の向上を図ってきたところであり、このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、平成28年度も引き続き、N A C C Sを管理・運営する輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(N A C C Sセンター)を適切に監督していきます。

## ② 政5-3-4に係る測定指標

### ○ [主要] 《定量的》測定指標政5-3-4-A-1

(N A C C Sの運用状況（システム稼働率）)

(単位：%)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
システム稼働率	99. 99%	99. 99%	100%	N. A.	99. 99%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 平成27年度実績は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

(注3) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱（24時間（分換算）×365日×0.01%＝52. 56分）となります。

## ③ 政5-3-4に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

### ○参考指標 1 「N A C C Sの利用状況（システム処理率）」

## (5) 政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

### ① 政5-3-5の内容

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様に知っていただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、A E O制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。

このため、平成28年度も税関ホームページにおいて、A E O制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等

のページ構成について随時見直しを行い、また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に平成23年度に開設した「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの情報については、講演会や税関見学においても、引き続き発信していきます。

また、税関相談官制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図ります。

さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

## ② 政5-3-5に係る測定指標

### ○《定量的》測定指標政5-3-5-A-1

(税関ホームページへのアクセス状況)

(単位：者)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
訪問者数	2,480,750	2,697,892	2,897,470	N. A.	3,000,000

(出所) 関税局総務課調

(注1) 訪問者数は、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) にアクセスした者の数を月単位で計測したものであり、同じ利用者 (IPアドレス) については月内の税関ホームページアクセス回数に関わらず1件として計上しています。

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

### ○《定量的》測定指標政5-3-5-A-2

(講演会及び税関見学における満足度)

(単位：%)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標
満足度（上位3段階）	97.3	93.3	92.9	N. A.	維持

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP172参照。

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

### ○《定量的》測定指標政5-3-5-A-3

(輸出入通関制度の認知度)

(単位：%)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
事前教示制度	69.4	74.2	78.9	N. A.	80.0
納期限延長制度	68.7	74.7	78.2	N. A.	80.0
AEO制度	81.3	79.6	87.2	N. A.	維持
開庁時間外における通関	79.3	82.9	87.2	N. A.	維持

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP172参照。

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

### ○[主要] «定量的»測定指標政5-3-5-A-4

(密輸取締り活動に関する認知度)

(単位 : %)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
認知度	77.8	80.2	80.4	N. A.	81.0

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP172参照。

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

### ○«定量的»測定指標政 5-3-5-A-5

(税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度))

(単位 : %)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
満足度 (上位3段階)	76.3	65.0	72.9	N. A.	80.0
満足度 (上位4段階)	96.6	96.6	96.4	N. A.	維持

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP172 参照。なお、平成 28 年度より満足度を 7 段階中上位 3 段階及び 4 段階で測定。

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

### ○«定量的»測定指標政5-3-5-A-6

(カスタムスアンサー利用件数)

(単位 : 件)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
利用件数	147,423	129,275	126,064	N. A.	150,000

(出所) 関税局業務課調

(注1) カスタムスアンサー (インターネット版) のトップページへのアクセス件数。

(注2) 平成27年度実績値は、28年6月末までに確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。

### ③ 政5-3-5に係る参考指標

政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記のとおり参考指標を設定しています。

○参考指標 1 「税関相談制度の運用状況 (相談処理件数)」

○参考指標 2 「税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況」